

## 2 令和3年度における主な事業実施状況について

### (1) 新たな指定袋導入後の状況について

#### ① 導入経緯

小型家電を含む金属類は、クリーンセンターで破碎処理をした後、破碎鉄として売却しています。

しかし、小型家電を含む金属類には、スプレー缶・ガスボンベ、ライター、充電式電池を内蔵した小型家電（以下「発火性危険物」という。）が多く含まれていることから、ごみ収集車やクリーンセンターなどのごみ処理施設において、発煙事故が頻繁に発生していました。

こうした事故を防止するため、令和3年4月から、発火性危険物とそれ以外の金属類を分別する中間処理を開始し、同年10月からは金属類（発火性危険物）用指定袋（赤色）を導入しました。

#### ② 新たな指定袋の周知、啓発について

##### ア 制度説明チラシ及び試供品の全戸配達の実施

日本郵便（タウンプラス）により、市内全世帯に配達  
配達数：141,136世帯（9/1～9/14）

##### イ 出前講座の実施状況

受講者数：延べ315人（11団体）

春日井市婦人会協議会、かすがい女性連盟、勝川区など

##### ウ その他

広報誌、市ホームページ、町内会等へのポスター配布、アプリ等での周知

#### ③ 新たな指定袋の販売について

指定袋の製造については、袋の仕様を要綱で定め、製造を希望する事業者からの申請に対して、製造の承認を行う承認制としています。現在は、14者に対して、製造承認をしています。

販売については、製造事業者が販路を開拓しており、現在は、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアなどで販売されています。

9月中旬には、市内61店舗で販売を開始し、さらに10月以降に18店舗が取扱いを始めました。

#### ④ クリーンセンターの発煙件数の推移

	4～9月	10～3月	計
令和2年度	25件	53件	78件
令和3年度	17件	(12月末)5件	22件

⑤ 排出状況(使用率)調査

10月から、排出状況調査を実施しています。任意に抽出したごみステーション40か所における定点観測を実施しており、使用率<sub>※1</sub>は、次のとおりです。

	10月	11月	12月
使用率	89%	72%	88%

使用率<sub>※1</sub> = 指定袋(赤色袋)の数 ÷ 中身が発火性危険物の袋数(赤色袋+透明袋)

(2) 外国人のごみ出しマナー講座の実施について

当市に居住する外国人について、資源・ごみの分別の情報が得られない、国民性や習慣の違いなどにより、地域における「資源・ごみ出しトラブル」事例が増加しています。

こうした状況から、本年度は、ささえ愛センターで開講されている日本語講座において、資源・ごみの分別、ごみ出しマナーなどを学ぶ講習及び演習を行いました。

受講者数：延べ30人(10月 6回)

(3) 事業系一般廃棄物の排出抑制等に係る調査について

事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において排出者の自己処理責任が明記されており、さらに排出抑制に努めることとされています。

そうした中、可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙類が多く含まれていると考えられるため、紙類の排出量が多いと見込まれる市内の事業者を中心に現状調査を行いました。今後も現状把握に努めるとともに、効果的な減量の取組を広めていけるよう検討していきます。

事業者数：16者(10月から12月)

取組事例：機密文書のリサイクル処理、ペーパーレスの会議など